

## 第2 2節 景観計画区域内における制限

この規定は、景観計画区域内における制限を定めることができるとしたものです。

### 都市計画法

(開発許可の基準)

#### 第33条

- 5 景観行政団体（景観法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、同法第8条第2項第1号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第1項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で開発許可の基準として定めることができる。

### 景観法

(定義等)

第7条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項及び第98条第1項において「指定都市」という。）の区域にあつては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（以下この項及び第98条第1項において「中核市」という。）の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、第98条第1項の規定により第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。

(2～7省略)

(景観計画)

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

(1) から (5) まで略

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

(2) から (4) まで略

#### 1 一般事項

本市は、景観法（平成16年法律第110号）第7条本文の景観行政団体へ平成23年に移行しており、平成30年4月1日より景観法第8条第1項に基づき策定した景観まちづくり計画を施行し、景観計画区域を本市全域として、一定の規模を超える行為は届出が必要となりますので、景観担当部署と協議をお願いします。